

菊池市地域づくり推進補助事業の内容

地域住民等が「自ら考え自ら実践する」地域づくり推進事業に対し、経費の一部を補助し、菊池市の地域づくりを推進します。

■補助対象事業

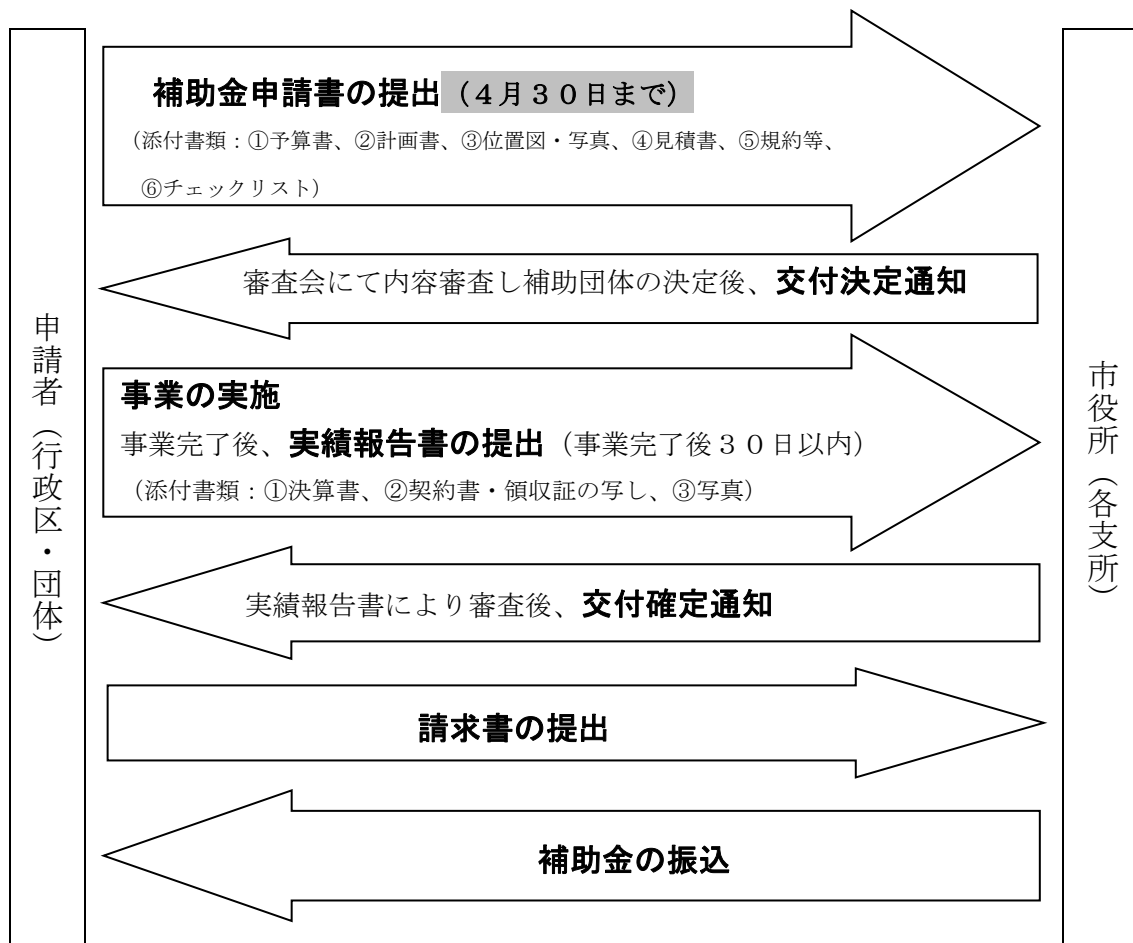
補助対象事業（メニュー）	補助率	上限額	具体例
地域づくり活動事業	2分の1以内	20万円	防災訓練、地域の祭り など
菊池遺産の保護及び活用に関する事業	3分の2以内	40万円	修復に伴う専門的工事 など

◆補助の対象となる団体は・・・

①各行政区やこれに準ずる団体、またその集合体

②地域づくりを目的として活動するNPO法人及びこれに準ずる3人以上の団体（ただし、規約等で地域づくり又はそれに準ずる目的が明記されている団体とします。）

◆補助を受けるには・・・（事務事業の流れ）



◆注意事項

1. 国、県又は他の補助事業に該当し、その助成を受けた場合は、この補助金は交付しません。また本市の他補助金に該当する場合は、この補助金の対象から外します。
2. 令和7年交付決定日から令和8年3月までに完了する事業のみ対象とします。
3. 補助対象経費に関する計画や内容の変更がある場合は、事業実施前に変更申請書の提出が必要ですのでご注意ください。
4. 同一年度内の同一団体による補助金の交付申請は、2つの補助対象事業のいずれか一つに限り一回のみ申請をすることができます。
5. 事業内容が市内業者で対応可能な場合は、原則、市内業者を利用して下さい。
また、工事費及び備品購入費については市内業者の見積書を2社分ご提出ください。
6. 交付決定前の事業実施はできませんので、事業は交付決定以降に実施してください。
7. 地域づくり活動事業の祭りやイベント等の同一事業については、3年を限度とします。

本補助金に関するお問い合わせは、地域振興課（25-7250）
または、各支所市民生活課へお尋ねください。

■その他の補助対象事業について

これまで、申請の多かった「LED防犯灯設置」や「自治公民館備品の購入」、「掲示板設置」等については、下記の制度で補助予定です。

- ・LED防犯灯に関する設置等補助事業→防災交通課より補助予定です。
- ・自治公民館備品の購入、公民館敷地内掲示板設置など（自治公民館整備事業）
→教育委員会より補助予定です。（ただし、令和7年度分は受付終了しています。）

【地域づくり活動事業対象経費】例

（１）報償費とは・・・

講演会・研修会等の講師等に対する謝礼金のように役務の提供に対する給付金をいいます。ただし、祭りなどのイベントで使用する、参加賞や景品的に関する経費は、本補助金の対象になりませんので、ご注意ください。

【例えば】

- ・地域づくり講演会での講師に対する謝礼金などが考えられます。

（２）需用費（消耗品費・印刷製本費）とは・・・

物品の購入費（備品とみなされないもの）や印刷代・現像代等に要する経費です。飲食費に関する経費は、本補助金の対象にはなりませんので、ご注意ください。

【例えば】

- ・イベントのプログラムの印刷代や写真現像代
- ・事業で必要な消耗品代などが考えられます。

（３）使用料及び賃借料とは・・・

土地等の不動産、あるいは自動車、機械類の動産の借上げ等に要する経費です。ただし、土地等の不動産を借り受ける場合は、一時的なものを対象とし、長期的に借り受ける場合は、本補助金の対象になりませんので、ご注意ください。

【例えば】

- ・トラックや重機の借上げ料
- ・イベント等の開催に伴う一時的な土地の借上げ料などが考えられます。

（４）原材料費とは・・・

地域づくり活動やイベントでの作業のために消耗され又はその材料となるものです。なお、イベントにおける飲食等の原材料については、本補助金の対象になりませんので、ご注意ください。

【例えば】

- ・見物者用臨時駐車場の整備に伴う碎石購入費などが考えられます。

（５）備品購入費とは・・・

行事のために頻繁に利用する機械、機器など長期に渡り使用するもので、かつ保存できる物品の購入に要する経費です。ただし、汎用性が高いパソコンや利用頻度が少ないと思われる備品及び他から借り受けることのできる備品（草刈機等）の購入については、本補助金の対象にならないことがありますので、ご注意ください。また、防災訓練を年数回実施するなど購入には条件が付されることがあります。

【例えば】

- ・新たな活動のために必要なラジカセや拡声器等の機器。
- ・祭りなどのライトアップ等に使う照明（常設の物は対象外）など

※工事請負費や既に所有する備品の修理費は対象になりません。

※実績報告時に活動状況の写真を提出してください。

【菊池遺産の保護及び活用に関する事業】例

（１）修復に伴う原材料費とは・・・

菊池遺産を維持、保護するためどうしても地域だけでの対応では修復が難しく、修復しなければ菊池遺産の保全・維持ができない場合の原材料費。

通常の維持管理に必要な砂利代等は対象になりません。

【例えば】

- ・修復に必要な特殊な木材、石材などが考えられます。

（２）専門的工事費とは・・・

専門的な技術や専門的な工事をしなければ、菊池遺産の維持、保全ができない場合の技術費や工事費。

通常の工務店で出来る堂宇の修繕や瓦換え等は対象になりません。

【例えば】

- ・樹木の治療など専門的な技術費
- ・石工や絵師等の技術を必要とする修復等が考えられます。

（３）活用に関する事業とは・・・

地域内外に菊池遺産を周知又は開放し、活性化に繋げるための事業に要する費用。

【例えば】

- ・菊池遺産の紹介用チラシ等の作成費用などが考えられます。

（４）伝統芸能等で使用する物品とは・・・

地域の保存会等で、継続的に実施されている伝統芸能などで使用する専門店でしか購入できない物品等。

【例えば】

- ・神楽の面や、特殊な太鼓等の物品等

※区民共同作業で行う事業の人件費は対象になりません。

※申請時、実績報告時に事業実施前後の写真、活動状況写真を提出してください。